

損害の程度		災害救助法	君津市被災住宅修繕緊急支援事業	被災者生活再建支援法	
				基礎支援金	追加支援金
全壊	大規模半壊	応急修理 上限59万5千円		100万円	建設200万円 修繕100万円
大規模半壊				50万円	
半壊					
一部損壊	(準半壊) 損害割合 10~20%	応急修理 上限30万円 (今回拡大)	【(1) 応急修理上乘せ分】 150万円以上の工事費の20% 上限20万円 (県8/10、市2/10)		
	損害割合 10%未満	工事代金精算済みで、 応急修理の支援を受けられない方は、君津市被災住宅修繕緊急支援事業 で対応する	【(2) 防災・安全交付金対象事業】 工事費の20% 交付金30万円+上乘せ分20万円 (台風15号からの一連の被害の場合) 交付金 (国5/10、県3/10、市2/10) 上乘せ分 (県8/10、市2/10)		
			【(3) 単独事業】 工事費の20% 上限50万円 (県8/10、市2/10)		

災害に係る住家の被害認定基準

全壊	損害割合が50%以上
大規模半壊	損害割合が40%以上50%未満
半壊	損害割合が20%以上40%未満
一部損壊（準半壊）	損害割合が10%以上20%未満
一部損壊	損害割合が10%未満

被害認定調査の損害割合を有しない場合

災害救助法の応急修理での一部損壊10%以上20%未満の判断

屋根、外壁、建具等における貫通等の損傷により、雨水が屋内に侵入し、1部屋以上明らかに使用不能な被害の場合、損害割合が10%以上と判断する。